

草加モノづくりブランド（募集要項）



草加モノづくりブランド

草加市内の中小企業等で製造され、優れた特徴のある製品を「草加モノづくりブランド」と認定し、広く全国に情報を発信し知名度と信頼を高め、製品の販路開拓・拡大を支援することで市内産業の活性化を図ることを目指しています。

草加市内の中小企業やグループが生産した「独自の工業製品」（既製品）を募集します。

1 ブランド認定の特典

認定された製品については、次の特典があります。

- (1) 認定証の交付
- (2) 草加モノづくりブランドのロゴマーク使用权
- (3) マスコミ等へのPR支援
- (4) 展示会への出展支援
- (5) 草加市・草加商工会議所のホームページや広報紙等への掲載
- (6) アドバイザーの派遣等

2 対象製品

製品は、次の工業製品等（素材や中間材を含む）とします。

- (1) 既に市場に投入された工業製品等であること
- (2) 市内の事業所で対象製品の製造または企画開発を行っていること

3 応募資格

申請者は、次のいずれかに該当し、申請段階で市内において1年以上継続して事業を営んでいる企業等とします。

- (1) 市内に本社を有する中小製造業者
- (2) 本社が市外であっても、市内に開発部門や製造部門の事業所があり、当該事務所で対象製品を開発または製造している中小製造業者
- (3) 中小企業が主たる構成者となって活動している協同組合等の団体、任意グループ

4 応募方法

次の書類を添えて、応募先まで送付またはご持参ください。

- (1) 応募申請書一式（事務局またはホームページからお取り寄せください。）
- (2) 登記事項証明書もしくは履歴事項証明書（法人の場合）を1部
- (3) 市民税の納税証明書（法人の場合は法人市民税）を1部
- (4) 直近2期分の決算書の写し（確定申告書、貸借対照表及び損益計算書部分）を各1部
※ 個人の場合は直近2期分の確定申告書及び決算書（収支内訳書）の写しを各1部
- (5) 事業所案内パンフレット及び製品のパンフレットもしくは製品の写真、仕様書を各1部
その他、取得されている場合は、産業財産権に関する証明書類の写しを1部

※ 上記書類の内、添付できない書類等がある場合は、お問い合わせ下さい。

5 スケジュール

応募受付 平成29年 7月10日(月)～11月20日(月)

審査 平成29年12月(予定) (実行委員会による、面接審査を予定しています。)

認定発表 平成30年 3月(予定)

6 認定の審査について

審査に当たっては、① 製品力(独自性、先進性) ② 技術・生産力 ③ 市場性
④ 営業・アフターケア体制 ⑤ 経営理念 ⑥ 経営状況 を審査基準とし、総合的に勘案して行います。

7 その他

(1) 応募及び審査は、無料です。ただし、申請にかかる必要書類の取得費用は申請者負担となります。

(2) 事業者PR負担金は、年間10,000円です。

(3) 提出された応募書類等は返却いたしません。また、認定審査等に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

主 催 草加モノづくりブランド実行委員会

事務局：草加商工会議所

応募・連絡先

草加商工会議所 〒340-0016 草加市中央2-16-10 <http://www.sokacity.or.jp>
tel 048-928-8111 fax 048-928-8125

草加市産業振興課 〒340-8550 草加市高砂1-1-1 <http://www.a-soka.net>
tel 048-922-3477 fax 048-922-3406